

地域賃上げ加算支援事業（新規）及びいばらき業務改善奨励金（拡充）について

地域賃上げ加算支援事業(新規)

支給額	正規雇用労働者 1人あたり5千円 非正規雇用労働者 1人あたり3千円
支給対象者	県内中小企業等 ※想定対象者数:正規5万人、非正規15万人
賃上げ額	2025年4月1日から10月12日までに、1時間当たりの賃金が 1,068円以下 の労働者の賃金を 1,074円(※)以上 に引き上げること ※改正後の茨城県最低賃金
支給上限	上限なし
その他	現行のいばらき賃上げ支援事業は10月11日までの賃上げ分で終了(申請受付は継続)

中長期目標 最低賃金と経済実態の乖離を5～7年で解消

(参考)各年の最低賃金引上げイメージ

現行制度（いばらき賃上げ支援事業）

↓ 補助対象

1,045～
1,040円

企業の自主賃上げ分
(35円以上)に対する補助

1,005～1,010円

新制度

↓ 補助対象(2分の1)

1,074円

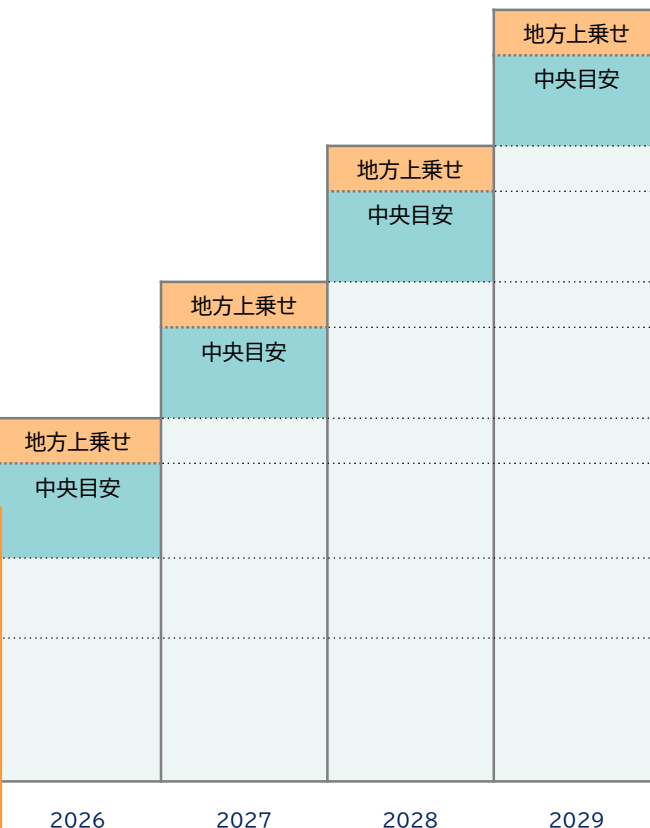
1,068円

地方上乘せ(6円)
(最低賃金ライン)

中央目安(63円)

1,005円

2025最低賃金
(中央目安63円+地方6円)



いばらき業務改善奨励金事業(拡充)

要件①:事業場内最低賃金の30円以上引き上げ(国要件)

要件②:全国9位相当額(現行1,040円)以上への引き上げ(県要件) ⇒②を撤廃へ※

※最低賃金改正後の業務改善助成金(国)の募集案内が示され次第

(参考)最低賃金の改正概要

最低賃金改正前:1,005円

⇒改正後:1,074円

(中央目安63円+地方上乘せ6円)

発効日:2025年10月12日

補助対象の移行のイメージ

現行制度（いばらき賃上げ支援事業）は最低賃金を上回る賃上げに対する補助であったのに対し、**新制度（地域賃上げ加算支援事業）は最低賃金の範囲内に補助を行う。**

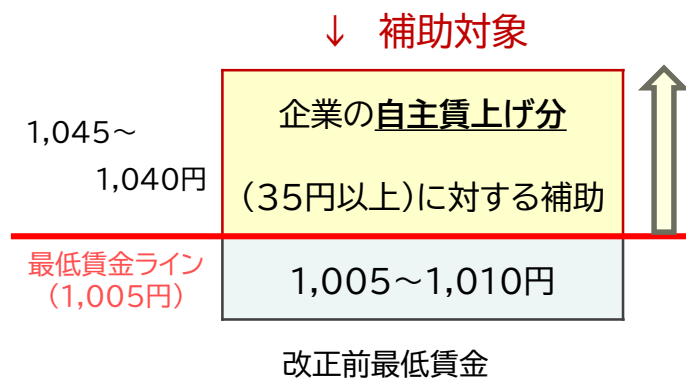
**最低賃金+35円以上に
賃上げをした事業者
だけが対象**

拡大

**最低賃金まで賃上げした
事業者が対象※
⇒対象者の大幅増！**

※賃上げ前が1,068円以下の場合が対象

現行制度



新制度

